

諫早湾開門協議の実現は可能

よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

国が確定判決を無視 憲政史上初の異常事態

国営諫早湾干拓事業は、市民や環境保護団体等が反対する中で強行され、1997年に潮受堤防が締め切られ諫早湾奥部が有明海と切り離された。諫早湾の締め切りと前後し有明海全域で環境異変が発生し有明海の漁業は甚大な影響を受けた。漁業被害は現在も継続しており、特に漁船漁業、採貝漁業、有明海西部の海苔養殖業は壊滅に近い状態に追い込まれている。

2010年12月、福岡高裁は、有明漁民の訴えを認めて、判決確定から3年以内に諫早湾干拓潮受堤防を開放するよう国に命じた。政府はこの福岡高裁判決を受け入れた。その結果、国は2013年12月までに潮受堤防を開放する法的義務を負った。

しかし、国は、確定判決を無視し、履行期限である2013年12月が到来しても潮受堤防を開放しなかった。これは憲政史上初めの異常事態である。そのため、国は強制執行を受け、毎日およそ90万円の制裁金を払い続け、その額は現在3億円を超えている。

福岡高裁和解勧告

2015年1月22日、最高裁判所は諫早湾の開門をめぐる争いについて「全体的に紛争を解決するための十分な努力が期待される」と述べている。同年6月10日、福岡高裁は開門を求める漁民たちが国が払っている制裁金の増額を求めたことについて「紛争を全体的に解決するための努力を求めているもの」と評価した。

確定判決を履行せず紛争解決のための努力をしようとし、ない国に対して、同年10月5日、福岡高裁は、和解協議を勧告し、続いて同年11月24日と12月15日には長崎地裁もが和解協議を打診した。

開門阻止派は、これまで和解協議のテーブルに着くこと自体を拒否してきた。これまで、裁判所からの再三の打診にもかかわらず、和解協議を開始できなかった唯一の理由は、開門阻止派のこの頑なな態度であった。今回、開門阻止派が従来の立場を変更したこと、開門協議はようやくスタートラインに着けることになる。各当事者の協議による解決がもつとも妥当であることは裁判所

開門阻止派 和解の場には

はじめ世論の一致するところである。われわれはそうした場が歴史初めて実現することを無条件に歓迎する。

和解協議において重要なことは、真摯な議論を通じて、問題解決のための課題を抽出し、その課題達成の方策を共に模索することである。われわれは開門による漁業被害の救済が関心事であり、開門阻止派は開門による被害発生のおそれが関心事である。だとしたら、双方の被害救済の可能性を冷静かつ真摯に協議・検討する中から問題解決の終着点は自ずと見えてくるであろう。われわれは、そのような問題解決の終着点は必ずや見いだせるものと確信している。

和解協議に対してどのような姿勢で臨むのかは、開門阻止派のこれまでの立場や経緯があるが、それに固執してはその名に値する和解協議は実現できない。万が一、われわれが確定判決による開門請求権を放棄し、非開門の結論を受け入れなければ協議を続行しない、すなわち開門阻止という自分たちの要求が全面的に受け入れられない限り、テーブルには着くが協議を進めないという立場を開門阻止派がとるようなことがあれば、それは、そもそも協議のテ

ブルに着いたとは評価できないであろう。和解協議のテーブルに着くという決定をされた以上、そのような大人げない対応ではなく、実りある和解協議としていただくことを切に希望する次第である。

開門しても干拓農業に影響なし

長崎地裁は、2015年11月10日、保全異議決定において、想定されている開門方法（調整池水位を20センチ幅で管理）によれば、諫早干拓地での営農に影響がないことを明らかにした。

これまで干拓地の営農者らは、開門をすれば農業用水が確保できないとして開門に抵抗してきた。長崎地裁は、国が準備している海水淡水化施設で農業用水は確保できるとした。諫早湾干拓とは別の旧来の干拓地においても海水淡水化施設や別途対策を取ることで農業用水を確保することは十分に可能である。

また、一部農業者が懸念する塩害についても諫早湾干拓地では影響はないとした。旧来の干拓地においても、鋼矢板や散水等一般的な対策で塩害を防止することが可能であり、開門しても干拓地での営農に何らの影響がないことが明らかとなった。